

環境問題だけではない、そして私たちは沖縄の経済活動、地域振興、不必要だと言つてはいるわけでございません、本当に税を投入して沖縄が自立できるという道筋をつくることが本来の目的でございますので、その点をしつかりと私どもも一緒に考えてまいりたいと思いますけれども、御努力をお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

○風間直樹君 今日は、高齢・障害者雇用支援機構について、これまでも何度かこの場で質疑をしてまいりましたが、言わば集大成という場になりますので、質問をさせていただきます。

昨年、政権交代をいたしまして私ども与党になりましたが、今日は気持ちとしては野党時代に戻ったような気持ちで私自身質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

この機構がこれまで四十七都道府県にある雇用開発協会に対して業務委託をしてまいりました二つの事業に関してであります。一つは高齢者雇用促進事業、もう一つは障害者雇用納付金事業と。去る十八年度、十九年度に行われました会計検査院によるこの雇用開発協会に対する立入検査によりまして、極めて莫大な、非常に質の悪い不正経理が指摘され、発覚をしたわけであります。この両年度で検査院が検査をしたのは、平成十一年度から十九年度までの、これら協会の経理について

であります。不正だと指摘をされた金額は、総額で約一億二千万円に上りました。この検査院の指摘は当決算委員会でも度々取り上げられました。

私もこの十八年度、十九年度の指摘が出た直後の決算委員会でこの問題を取り上げまして、当時、議論をかなり深くさせていただいたことを覚えております。

こうした検査院による指摘と国会による厳しい追及を受けて、機構は来年度から雇用開発協会への業務委託をやめることを決めたわけであります。同時に、機構自らこれまで委託してきたこの二つの事業を担うことになったわけであります。

そんなわけで、今年度、平成二十二年度は協会に対してこの二事業を委託する最後の年度ということになりました。しかし、この最後の年度、先般行われました業務委託の入札において異変が見られたわけであります。

特に、風間委員の方から、三月二十九日、本委員会におきまして、業務委託の契約を締結する上には厚生労働大臣の認可が必要なことになつておなりまして、厚生労働大臣が認可する前にもう一度見直すべきではないかという強い御指摘がございました。そこで、長妻厚生労働大臣の指示によりまして、これらの調査検討をするために、厚生労働省の中に地方委託業務の委託契約に係る契約調査委員会を設置をいたしまして、再入札の実施も含めて対応を検討することとしたところでござります。

一方、この地方業務委託につきましては、障害者雇用納付金とかあるいは障害者雇用調整金の中

○副大臣（細川律夫君） 風間委員の方から、これまでにもしばしば委員会で厳しい指摘を受けてきたところでございます。

そこで、今御質問のありました件でありますけれども、今年度の高障機構での地方業務委託のやり方につきましては、これまで随意契約方式でありましたけれども、委員御指摘のように一般競争入札で実施をいたしたところでございます。しかしながら、従来から地方委託業務についての受託をしてまいりました都道府県の開発協会については、経理処理の状況とかあるいは物品管理について種々の問題があつたことは風間委員の御指摘のとおりでござります。

告受付業務、あるいは障害者雇用及び高齢者雇用に係る助成金の申請の受付業務とか、大変国民に密着した業務を行うもので、空白期間を生じさせることができないということで、本年の四月一日から三か月間については、従来より事業を実施している開発協会の方に委託契約を延長して業務を実施をすると、こういうことにしたものでござります。

○風間直樹君 私も昨年のこの七月からの経緯を振り返ってみました。

昨年の七月に企画コンペ、企画競争入札が実施をされたわけであります。結果、すべての都道府県で雇用開発協会がこれまでと同様、何も全く変わらずに落札をいたしました。しかし、このときの問題、最大の問題は企画競争入札でありまして、この中には価格が全く含まれていなかつた、つまり価格については競争がなかつたということであります。

昨年、政権交代後、厚労大臣に就任された長妻大臣が、この企画競争入札の結果を認めないと、こういう決断をされたわけであります。その上で、価格も含めた競争入札を行うよう長妻大臣の指示が出たと。その結果、今年の一月、一般競争入札が再度実施をされる運びとなりました。一月の二十七日に入札の公告がなされました。二月の十九日、入札参加表明の期限であります。参加表明が

あつたのは、四十七の雇用開発協会以外に、A社、B社、この二社のみ、ほかの社は一年だけの契約にはうまみがないと、こういうことで降りたそういう風であります。

そして、二月の二十四日、入札書の提出期限、四十七協会とA社、B社、これらが入札書を提出いたしました。A社は大阪のみで提出をした。B社は東京を始め十九か所、つまり十九のいずれかの都道府県ということですが、入札書を提出した。

二月二十五日夜、入札書の提出の翌日ですが、厚生労働省は大臣までこの入札書の提出内容を上げた上でB社については失格といたしました。失格の理由につきましては、B社の法令違反が過去あり、入札資格要件を満たしていないとされたわけであります。具体的な理由は厚労省から示されていないわけであります。私が推察しますところ、このB社は人材派遣会社でありますので、過

たため落札ができませんでした。
三月の一日から三月の十二日にかけて、落札できなかつた二十以上の協会と機構が個別に協議を行いました。予定価格については機構から示すことはできませんので、予定価格以下に協会が下げるまで協会の提示額を待つた。そして、何とか全雇用開発協会が予定価格以下まで引き下げた。その結果、全体でこの契約額は二割程度下がつたと言われています。

三月末、委託するための大臣の認可手続が行われました。今回の委託業務は、法律上、委託に当たつて大臣認可が必要となつてゐるためであります。そして、四月一日、委託の大臣認可が行われ、契約が締結されたわけであります。

ここまで議事録に残すために経緯を申し上げました。副大臣よく御承知のとおり、この間の大蔵副大臣、そして政務官、いわゆる政務三役の先生方の苦惱は非常に深かつた。私も、これほどまでに与党になるとこうした機構の不祥事、協会の不祥事に当たつて政務三役が苦惱するものかと、その姿を目の当たりにして驚いたものであります。

なぜ苦惱が深いか。来年度、平成二十三年度からは業務委託をやめるということがもう決まってます。つまり、機構本体がこの業務を担う。したがつて、この一年間、二十二年度のみ、雇用開発協会あるいはその他の希望者に対して入札を行

たため落札ができませんでした。

い、そして落札した者に対しても委託をすると。ところが、この入札結果が昨年七月には価格を含んだ競争入札が行われなかつた。その結果、もう一度今年の一月になつて公告をし直して再度入札を行つた。しかし、それでも協会しか落札する者がいなかつた。これまで国会でも度々この協会の不正が指摘されている、果たして今年一年といえどもこの協会に委託をして大丈夫なのかと、これが政務三役の皆様の苦悩の根源であります。

私は、率直に申しまして、これほどまでの苦悩を政務三役に強いた機構と協会に対しては非常に激しい憤りを持つております。その責任を、今日、理事長にお越しをいただいておりますが、理事長には真正面から受け止めいただきたい。そして、この後の私の質問にあなたの誠意を懸けて答えていただきたい。これが野党議員に戻つた気分で質問をするという意味であります。

さて、副大臣にお尋ねをします。

今回、厚労省が四十七都道府県の雇用開発協会に調査に入られました。その結果、五月十一日の火曜日、大臣が会見を開催されまして、この業務委託について発表をされました。この発表の中で新たに委託をするに当たり、厚労省の調査で発見された十二協会に関する不正を明らかにされた上で、この不正内容及び金額について説明をされています。そして、その結果、十二協会は今回

の委託業務契約からは外すということを明らかにされています。

お尋ねをいたしますのは、この十二協会についての不正内容、そして金額であります。お願ひいたします。

○副大臣（細川律夫君） 風間委員から今御指摘のとおり、厚生労働省では契約調査委員会を設置をいたしまして調査をいたしました。四十七協会

がある中で、十二協会について問題があつたところです。

まず一つは、協会の総会準備などで委託業務と

は全く無関係の業務に対して超過勤務手当を支給

していたという委託契約違反の例でございます。

二つ目に、備品台帳上に記載があるパソコンなど

の物品につきまして、処分経過が明確でなく、現

物が確認できなかつた事例がございました。三つ目には、会計検査院の会計検査の後に、それぞれ

の県の監査におきまして、県の補助金に関し飲食

費等の支出などが不適切な経理処理をされた事例がございました。

こういうようなこと、不適切な経理処理、ある

いは物品の管理が確認されたわけでございます。

そのために、十二協会において、委員が御指摘

のように地方委託業務を委託するということは不

適切ということで、認可権者であります長妻大臣が業務委託の際に必要な認可となるこの認可とい

うのを行わないということにしたところです。

ます。そのために、十二の協会については新たな委託先の選定を行う必要があるということで、入札の再度実施をするということになつたところであります。

細かい金額などちょっと事務局の方で。

○政府参考人（熊谷毅君） 具体的な金額について私の方からお答え申し上げます。

まず最初に、副大臣が最初に申し上げました総

会準備など委託業務とは無関係の業務に対して超過勤務手当を支給していた事案でございますけれども、合計一萬六千七百三十円でございます。

続きまして、備品台帳上に記載があるパソコン等の物品について処分経過が明確でなく現物が確認できなかつたものでございますけれども、これは合計四協会でございまして、取得価格の合計は百

十二万七百七十五円でございます。

三番目に、県の監査で県の補助金に関して不適切な経理を指摘された協会の分でございますけれども、この県の指摘額は十二万三千二十円でござ

います。

さらに、不要となつた物品の処分につきまして

高障機構から売払い処分を優先させるよう指示があつたにもかかわらず売払い処分の検討を行わず

に有償廃棄等の処分を行つていたものがございました。

すけれども、これにつきましては、売払い処分を

した場合の金額、恐縮でございますが、不明でございます。

それから、高障機構からの貸与物品等につきまして、機構に対し不要決定に係る承認申請を行わずに物品処分をしていたもの、これは四協会でございますけれども、取得価格の合計は百四十七万七千九百七十六円でございます。

最後に、年度末に業務上の必要量を超える量の郵券が残つており翌年度に繰り越していたものでございますけれども、一協会でございまして、平成二十一年度末から二十二年度にかけての繰越額の合計は十七万七千三百八十七円でございます。

以上でございます。

○風間直樹君 この詳細は私も先日厚労省から確認をいたしました。

最初の超過勤務手当を支給していたのが埼玉の協会、それから、備品台帳上記載がある物品について、処分経過が明確でなく現物が確認できない。

これは今おっしゃいましたように神奈川、兵庫、岡山、香川。そして、会計検査院の会計検査後の県の監査、つまり、これは静岡なんですが、静岡県の監査において県の補助金に関し、飲食費等の支出など不適正な経理処理を指摘された事例、今おっしゃつていただいたように十二万三千二十円と。この三番目なんですが、会計検査院の検査後の静岡県の監査で不正経理が発覚した、これはい

のことですか。

○政府参考人（熊谷毅君） ちょっと、県の監査

は今調べておりますけれども、会計検査では当該経費、これは国費の入っている事業とは別の、本來の協会の独自事業のところに県が補助をしたものでございますので、先ほど申し上げました十二万三千二十円につきましては会計検査院の検査の対象ではなかつたということで会計検査院からは指摘はなかつたということです。

なお、県の監査は平成二十一年十一月四日から七日にかけて実施されたものでございます。

○風間直樹君 今回、入札を都合二回にわたつて

やり直すという結果になるわけでありますか、このやり直しによる追加費用は見込み分も含んで合計お幾らでしようか。

○政府参考人（熊谷毅君） お尋ねのございました入札の追加費用でございます。

これは、入札実施の周知のための業界紙公告料、あるいは入札説明会につきましてホームページにおける音声公開経費でございますけれども、平成二十二年一月に公告しまして、一般競争入札を実施したものにつきましてはこれらの経費が二百七万三千円でございます。

万三千円でございます。

○風間直樹君 そうしますと、この二つ合計する

と約三百二十万円。本来掛けなくてもいい税金を掛けたこの入札をやるということなんですね。

理事長、よく聞いてください。

厚労省から機構に対して委託費が払われている。

そして、機構から協会に対して更に業務委託を行い、委託料が払われております。この厚労省から機構に払われているお金、当然税金なんです。国民の血税です、納税です。その納税の使い方が不正であつたと、こういう検査院の指摘があつたわけです。

先日、三月の委員会だつたでしようか、この決算委員会で私この問題取り上げました。そして、理事長にこの件についてどう思うかとお尋ねしたわけであります。今まで一度お尋ねします。

理事長、国民の血税をあなたがトップを務める機構は不正経理を結果として協会に許し、そして浪費した。このことをどうお考えになりますか。

○委員長（神本美恵子君） 御答弁は今後着席のまままで結構でございます。

○参考人（戸苅利和君） はい、分かりました。

私ども機構といたしましては、先ほど来議論になつております会計検査院からの不正あるいは不適正の指摘を受けまして、二度と同様の指摘を受けることのないようことで直ちに、平成

十九年の秋でございますが、会計事務の適正化についての通達を発し、更にそれを徹底するための会議を何度も開催し、具体的な委託費の内容、範囲、誤解のないようにということで具体的に示すといった留意点の明示、あるいは職員の間に適正経理についての認識が不足しているということが長年続いてまいつたのですから、そういったもの解消しようということで職員への適正経理の周知徹底の指導、そういうことに努めますとともに、同じような事案が生じないようにと、証拠書類を特定し、それを保存するように、あるいは精算するときは領収書を確認して必ずやるよう、あるいは事務局長自らチェックするようことでチエックリストを用意し、我々としては考えられる限りのことをやったというふうに思つておつたところでございますけれども、先ほど来副大臣からもお話をございましたように、今回の厚生労働省の調査によりまして約四分の一の協会においてなお不適切な経理が見られたということでありまして、これは我々としても大変情けないというか残念でありますし、また、我々の指導の面で不十分な点があつた、あるいは指導体制が十分でなかつた、いろんなことも考えられるわけであります。

それから、先ほど来お話しの委託の入札に関しましても、再入札、再々入札というふうなことで、

関係者の皆様にも大変御迷惑をお掛けし、政務二役始め厚生労働省にも大変な負担をお掛けしたこと、さらに、今先生から御指摘のありましたように、入札に係る、あるいは再入札に係る経費もかさんでいるということでありまして、正直言つて、私どもの事業の財源を負担していただきております事業主の方はもとよりですけれども、国民の皆様に大変申し訳ないというふうに思つていいところであります。

この件に関しては、先般、厚生労働省からも厳重注意を受けております。厳肅に受け止めて、今後、一度こうしたことがないよう、更に指導体制の強化あるいは指導の内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○風間直樹君 今回のこの協会に対する業務委託の混乱、機構としては、この混乱の責任、だれがどのように取るべきだとお考えですか。

○参考人（戸苅利和君） 我々としても、随意契約から入札へという移行について、長年の随意契約の関係から入札にいかに円滑に切り替えるかということで、随分知恵は絞り、対応に努力をしてきたというつもりでございます。厚生労働省から

たということについては理事長たる私に最終責任があるということだらうと思つています。

○風間直樹君 私がお尋ねしたのは、機構のどなたがどのように責任を取るのかということです。

○参考人（戸苅利和君） 最終責任は私ということがで、今後の高齢者、障害者に関する委託業務が適正に行われ、かつ不適切な経理のないよう、適正な経理処理がなされるように万全を期していくということで責任を果たしてまいりたいと、いうふうに考えております。

○風間直樹君 一つ不思議なことがあるんですね。機構は各協会に対して経理監査を実施してきたはずであります。経理監査を実施しながらなぜこれだけの不祥事を起こしたのか、その理由をお聞かせください。

○参考人（戸苅利和君） 委員御指摘のとおり、会計検査院の検査が平成十八年までございました。私どもとしては、それ以降、同様の指摘をされないように、同様の指摘がなされるような不適正な事案、不正な事案がないようにということで、先ほど申し上げました様々な対策を講じたところでございます。

それが適切に受け止められているのか、実行されているのかということで、今先生から御指摘のありました会計監査を、平成二十年、二十一年の

二年にわたりまして、全四十七協会、平成十九年度分についての監査を行いました。その中で、過誤払、あるいは勘定科目を取り違えてといったやや形式的な、しかしそれでも見逃すことのできない事案がありまして、これについてはすべて返還させ是正をさせてまいつたわけでありまして、そういう意味で前回の決算委員会では正がされているのではないかということを申し上げたところです。

今回、厚生労働省の調査におきまして、先ほど副大臣それから部長からお話をありました何点かにつきまして、どうしてそういうことが起きたのかというのことを申し上げますと、理由は二、三点ござります。

一点は、私たちの監査の後に今回厚生労働省の調査で明らかになつた不適切な事案が生じていたというのが一点でございます。

それからもう一点は、物品等につきまして、私ども各協会の物品を調査いたしましたのでありますけれども、全物品を調査するということでなくして、一定割合、その協会ごとに監査に行つた職員が任意に、この物品はどうだといつて調査しました。そういう意味で調査漏れがあつたということはございます。

それからもう一点は、これは誠に情けないし、私ども非常に腹立たしい思いでおりますけれども、

私たちが監査に行ったときに物品の一覧表を示されたんですけども、その物品の一覧表に抜けていたものがあった、そういうことだらうと思います。

その点につきまして、前回御答弁申し上げた後そういうふたことがはつきりしまして、私自身も非常に情けないし申し訳ないという思いでいっぱいございますけれども、私たちの監査の後にもなぞそういうものがあつた、あるいは私たちの監査で十分な対応が協会からいただけなかつた、それから我々の監査が時間的な限度もあつた、限界もあつたということで全物品ということでなかつたという、この二点ではないかというふうに思つてございます。

○風間直樹君 この機構の各協会に対する会計監査、当然そこでいろんな問題点を機構が把握するわけですね。

そこで、厚労省にお尋ねをしますが、厚労省はこの機構が会計監査をした結果について機構から報告を受けていますか、いませんか。

○政府参考人（熊谷毅君） お答え申し上げます。

機構が二十年度、二十一年度に監査をしておりますけれども、それが終わつた当初、その結果について詳細な結果まで御報告はいただいておりませんでした。その後、本年三月、そういったこと

ます。

○風間直樹君 今御答弁で今回の大好きな問題の一端が実は明らかになつたんですよ。

つまり、昨年の七月、政権交代前ですが、この価格を除く企画競争入札をした時点では厚労省は機構が会計監査を行つた結果を把握していないんです、詳細に。その結果、政権交代後、国会でこのような問題がこれまで累次にわたつて指摘されたこともあって、再度一般競争入札をせざるを得なくなつたというのが実は本質の一つなんですね。

何のため機構が協会に会計監査に入つているのか。問題を把握するためです。把握した問題を詳細に厚労省に報告をして、そして次年度以降の入札にそれを役立てるためなんです。その肝心の報告が詳細に行われてなかつたということになれば、これは機構の責任は免れません。

もう一点お尋ねしたい。理事長、業務委託にして機構における最終決裁の権限はだれが持つていらっしゃいますか。

○参考人（戸苅利和君） これは事項ごとに最終決裁権者は分かれているということです。

重要事項は理事長でございますし、次いで重要な事項については担当理事、事務的なあるいは定期的な業務については担当の部長ということです。

○風間直樹君 理事長、普通の委員会における御

答弁であれば今のような御答弁で質問者も納得するかも知れませんが、御承知のとおり、私は全国議員の中でも最も御機構と御縁の深い議員なんですね。何度も質問させていただきました。先般厚労省で行われました機構の事業仕分けにも私も参加し、傍聴させていただきました。機構の裏表、理事長は知悉していらっしゃると思います。私も深く知つております。今の御答弁は私は逃げだと思ふ。

不祥事と、そして業務入札の混乱に際して、政務三役は苦惱されています。その苦惱を理事長がこれまでどれだけ理解していらっしゃったのか、私は疑問であります。

今までおよそ四回にわたってこの雇用開発、高齢・障害者雇用支援機構の問題を質疑させていました。私がその中で非常に深く気付いたのは、機構と協会は一家だということです。ファミリーだということです。

○参考人（戸苅利和君）　これは私までしていま
す。

○風間直樹君　つまり、この業務委託をめぐる今
回の混乱の責任は機構のトップである理事長、あ
なたにあるんですよ。担当の理事でもない。個別
の決裁をした方々でもない。今私がお尋ねした二
か。

がしているんです。であるならば、先ほどの会計監査で把握した詳細を厚労省に報告していなかつたと、この事項と相まって、戸内理事長、今回の業務混乱の責任、あなたは免れることはできないと思います。

用開発協会の事務局長は労働局の出身であります私は、いわゆる労働一家の体質から出たのが今回の一連の問題だと認識しています。

不正経理が繰り返されました、平成十一年度から十九年度まで。今回、再入札に費やされる血税三百三十万円、そしてその結果、十二協会が委託から除外されました。私の下には、理事長、この除外される十二協会からのいろんな声が入ってくらんです。何で自分たちだけなんだ、前任者が引き起こした事件、何でおれたちだけが処分される

「 いふう声が入つてくるんですよ。
こうした事実にかんがみますと、私は機構のトップとして理事長は責任を免れないと思ひます。どう責任を取られますか。 」

○参考人（戸苅利和君） 先ほど来申し上げていますけれども、私どもとしては、考えられる限りと申し上げましたけれども、様々な機会をとらえ、様々な制度の見直しをして、適正な経理の執行の対策を取つたというふうに思つておりました。ところが、四分の一の協会に、法令違反ということころではないにしても、不適切な経理がなお行われていたということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、各協会に根強く残つている適正経理についての意識の不足、それから経理のルールについての知識の不足、こういったものを持回解消し切れなかつたということだらうといふうに思つています。

検査院からの検査を受け、返還すべきものは返還をいただき、また、私どもも、それに引き続いて経理監査をし、そこで更に指導を加え、それにもかかわらず今回、今申し上げたようなことが起きたということは、大変申し訳ないと同時に、私自身も、協会に対する評価という面から考えると非常に情けない思いもあります。

年余を切つてゐる委託関係でござりますし、来年の四月からは私どもの組織で直轄で事業を行ふと

いうことになつておりますので、障害者、高齢者、事業主の方々のために事業を適切に行ふのはもとよりですけれども、適正な経理の徹底に更に努力していくということです。

○風間直樹君 今日、この問題は、私の後、公明党の二人の先生からも質問がござります。

今委員の皆さんもお聞きになつて、理事長の答弁は言つてみれば言い訳、逃げ、自分の責任は一切認めてない。理事長、それで機構まとまりますか。いや、いいです。

一般、機構に私、視察に参りました。一時間にわたつて高齢者事業の担当の皆さんから御説明をいただきました。皆さん、それなりに一生懸命やつていらっしゃいますよ。熱心に説明をしてくださいました。

しかし、今あなたがこの場で示している姿は單なる自分の責任逃れ、それだけです。厚労省への報告の不手際があつた、そして、入札の仕様書を決めた最終決裁権者は、戸苑理事長、あなたであります。こうしたことにはかんがみますと、私は、理事長はその責任を担う資質に欠けると判断せざるを得ません。この決算委員会の場で戸苑理事長の辞任を求めます。

細川副大臣、最後に御認識を伺いたいと思いま

す。

○副大臣（細川律夫君） 風間委員が御指摘されまいましたこれらについては、本当に私どもも強く遺憾に思つております。

特に、厚生労働省の方に調査委員会を設置をいたしまして調査をして、その中でまた不適切な問題がたくさん出ってきたということについては、本当にこのことについてはむしろ高障機構の方でしつかりした調査をして厚生労働省に本来報告をすべきを、そんなところでありますけれども、厚生労働省の調査でそういうことが判明をしたというところでございまして、これにつきましても厚生労

働省の方からは、高障機構の方に対しまして、理事長に対しまして厳重に注意を行つたところでございました。今後、理事長の責任におきましては、こういうことが再発しないようにということで、しっかりと必要な措置を講じてまいりたいというふうに存じます。

私自身初めていろいろお尋ねするということもありまして、普通ですと、先入観を持たずにお考えであるとか人柄も含めていろいろ審議の中で私自身、その人となり、また姿勢なりを問いただしていくんですが、残念ながら、今この現時点において、正直なところ私自身は、大臣に対してもなんですかれども、不信感を抱いております。

○風間直樹君 この件をめぐつては、本当に毎晩深夜まで大臣もそして副大臣も政務官も悩んでいらっしゃいました。今、細川副大臣から御答弁いたいたい言葉に、私はその苦惱の深さを改めて感じた次第であります。

厚労省政務三役におかれまして、先ほど私が求めた戸苑理事長の辞任、このことを検討いたさ

ますよう再度求めまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○愛知治郎君 自民党的愛知治郎でございます。

本日は、平成二十年度の決算で省庁別審査ということで厚労省及び環境省に対する質疑といふことなんですが、私自身は主に環境問題について環境省に問い合わせをしていきたいというふうに考えております。

まず、もつて小沢環境大臣におかれましては、私自身この委員会の場で審議をするのは初めてでございますので、是非よろしくお願ひいたしたいと考えております。

私自身初めていろいろお尋ねするということもありまして、普通ですと、先入観を持たずにお考えであるとか人柄も含めていろいろ審議の中で私自身、その人となり、また姿勢なりを問いただしていくんですが、残念ながら、今この現時点において、正直なところ私自身は、大臣に対してもなんですかれども、不信感を抱いております。

といいますのも、先ほどの御答弁の中で大臣はおつしやつておりました、環境問題は鳩山内閣にとって最も重要な課題の一つであるというふうにおつしやられておりました。そのとおりだとは思うんですが、残念ながら、先日、五月の十四日、衆議院の環境委員会において温暖化対策基本法が審議をされておつたんですが、この審議が何と七